

施設名	デイサービスセンター枕島
団体名	

様式第1号（第3条関係）

令和 年 月 日

（宛先） 五島市長

（団体住所）

（団体名）

（代表者氏名）

印

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

このことについて、下記のとおり五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設名 デイサービスセンター枕島
- 2 添付書類
 - （１） デイサービスセンター枕島の事業計画書（様式第2号）
 - （２） 管理に係る収支計画書（様式第3号）
 - （３） 市長等が定める申請の資格を有していることを証する書類
 - ア 募集要項の４の（１）を証する書類
 - イ 募集要項の４の（３）のイ、ウ及びエに該当しない旨を記載した申立書
 - ウ 国税及び地方税を滞納していないことを証する書類（ただし、納税義務のある場合に限り、無い場合はその旨の申立書を提出すること。）
 - （ア）市税の未納がないことの証明書
 - （イ）県税の未納がないことの証明書
 - （ウ）消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書
 - （４） 応募団体の概要を説明する書類
 - ア 定款又は登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、規約その他のこれらに相当する書類）
 - イ 役員の名簿及び履歴書
 - ウ 組織及び運営に関する事項を記載した書類（当該事項を記載した法人の概要書等）
 - エ 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - （５） 応募団体の経営状況を説明する書類
 - ア 指定を申請する日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、申請日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録
 - イ 申請日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業報告書及び収支計算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - （６） その他市長等が必要と認める書類

施設名	デイサービスセンター枕島
団体名	

様式第2号（第3条関係）

デイサービスセンター枕島 事業計画書

1 事業の内容

（１） 管理施設の内容

デイサービスセンター枕島の指定管理の募集に関する公告に記載する施設

（２） 事業の具体的内容

別紙のとおり

（３） 事業実施のための人員配置等

別紙のとおり

2 実施計画

事業種別	時期	事業の年度ごとの見込み		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
デイサービス利用者数	年間	人	人	人

施設名	デイサービスセンター柁島
団体名	

事業計画 別紙（任意様式可・項目の追加可）

1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。 (1) 施設の利用に関し、公平性を確保する考えと方策について （施設を利用しようとする者の公平な利用の確保の考え方、市との連携の考え方も併せて記載してください。） (2) 利用者に対するサービス向上のための方策について （窓口対応などについて記載してください。） (3) 利用者の安全についての考え方と方策について （具体的な対策など記載してください。） (4) 利用者などの要望の把握及び実現策について （業務水準の維持向上のための具体的な方策などを記載してください。） (5) 個人情報の保護に関する措置について （基本的な考え方や情報管理体制などについて記載してください。）
--

施設名	デイサービスセンター柁島
団体名	

2. 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

- (1) 管理運営を行うに当たっての基本的な考え方
(条例に規定する設置目的に添って記載してください。)
- (2) 指定管理者の指定を申請した理由について
- (3) 現在の施設に対する考え方、将来の展望について
- (4) 地域との連携、他施設との連携などについて
(地域の住民や関係団体、施設等との連携について、記載してください。)
- (5) 安全、安心面から管理運営の具体策などの取り組みについて
(定期的な管理における具体的な取り組みについて記載してください。)
- (6) 緊急時の対応について
(事故、災害時における対策及び対応について記載してください。)

施設名	デイサービスセンター柁島
団体名	

3. 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(1) 団体の理念及び運営方針について

(2) 現在の財務状況について
(現在の委託状況や収支状況などについて記載してください。)

(3) 管理責任者及び管理体制について
(組織図を記載してください。)

【参考例】

管理者○人 管理担当者○人 その他（常時雇用、パートなど）○人

(4) 相当の知識及び経験を有する適切な人材確保について
配置予定にあたる職員の資格及び経験年数などについて記載してください。

主な担当業務	資 格	経験年数		備 考

※個人の氏名は、記載しないでください。

(5) 人材育成の考え方について
(人材育成の基本的な考えと職員の研修計画について記載してください。)

(6) 類似施設の運営実績について

施設名	デイサービスセンター柁島
団体名	

4. 収支計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(1) 経理についての考え方について

(2) 人件費及び業務内容について

給料（年額）	手当（年額）	常雇・臨雇	業務内容・業務時間

(3) 経費縮減のための施策について

(4) 収支計画について

施設名	デイサービスセンター柁島
団体名	

様式第3号（第3条関係）

デイサービスセンター柁島管理に係る収支計画書

1 収入の部

（単位：千円）

収入の区分		令和9年度の見込み	令和10年度の見込み	令和11年度の見込み
事業に係る収入	介護報酬収入			
	指定管理料			
	利用料収入			
	計・・①			
事業以外の収入	雑収入			
	計・・②			
収入合計A (①+②)				

2 支出の部

（単位：千円）

支出の区分		令和9年度の見込み	令和10年度の見込み	令和11年度の見込み
事業に係る支出	人件費			
	事務費支出			
	事業費支出			
	計・・③			
事業以外の支出				
	計・・④			
支出合計B (③+④)				

3 収支の見込み

（単位：千円）

収支の区分	令和9年度の見込み	令和10年度の見込み	令和11年度の見込み
事業に係る収支 (①－③)			
事業以外の収支 (②－④)			
収支の合計A－B			

デイサービスセンター柁島管理に係る収支計画書（記載例）

1 収入の部

（単位：千円）

収入の区分		令和9年度の見込み	令和10年度の見込み	令和11年度の見込み
事業に係る収入	介護報酬収入			
	指定管理料			
	利用料収入			
	計・・・①			
事業以外の収入	雑収入			
	計・・・②			
収入合計A(①+②)				

・介護報酬収入
介護報酬額を記載します。
・指定管理料
市からの委託料を記載します。
・利用料収入
利用者の負担額を記入します。

2 支出の部

（単位：千円）

支出の区分		令和9年度の見込み	令和10年度の見込み	令和11年度の見込み
事業に係る支出	人件費			
	事務費支出			
	事業費支出			
	計・・・③			
事業以外の支出				
	計・・・④			
支出合計B(③+④)				

収入の算出に上げた利用者数に対して必要な人員分を記載します。
事業費欄は、光熱費等の欄を適宜増加して記載して下さい。

3 収支の見込み

（単位：千円）

収支の区分	令和9年度の見込み	令和10年度の見込み	令和11年度の見込み
事業に係る収支 (①－③)			
事業以外の収支 (②－④)			
収支の合計A－B			

公 募 説 明 会 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

申請者 住 所
 団 体 名
 担当者氏名
 電 話 番 号
 F A X
 E - m a i l

指定管理者の公募説明会への参加を、次のとおり申し込みます。

施 設 名	デイサービスセンター樫島	
法 人 名		
参 加 者 氏 名	役 職 名	氏 名

施設の視察及び説明会を令和8年 月 日（ ） 午前 時からデイサービスセンター
 樫島で開催します。準備の都合がありますので、お早めにご提出ください。

公 募 に 関 す る 質 問 書

令和 年 月 日

申請者 住 所
団 体 名
担当者氏名
電 話 番 号
F A X
E - m a i l

デイサービスセンター枕島の指定管理者の公募に関して、次のとおり質問書を提出します。

質 問 事 項	質 問 内 容
例) 募集要項 1-(2)〇〇について	

※ 郵送、FAXまたはE-mailで送付してください。

〒853-8501五島市福江町1番1号 五島市福祉保健部長寿介護課 平野宛

FAX : 0959-75-0373 e-mail : hirano-a@city.goto.lg.jp

指 定 管 理 者 指 定 申 請 に 係 る 申 立 書

令和 年 月 日

(宛先) 五島市長

(団体住所)

(団体名)

(代表者氏名)

印

デイサービスセンター枕島指定管理者の申請に際し、次の事項について虚偽でないことを申し立てます。

1. 破産者で復権を得ないものでないこと。
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、五島市の一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
3. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

デイサービスセンター柁島の管理運営に関する基本協定書（案）

五島市長（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年五島市条例第54号。以下「手続条例」という。）第7条の規定に基づき、デイサービスセンター柁島の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と、五島市デイサービスセンター条例（平成16年五島市条例第104号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により指定管理者に指定された乙が相互に協力し、デイサービスセンター柁島を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（信義誠実等の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例、規則その他関係法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設、設備及び物品（以下「管理物件」という。）は、別記「デイサービスセンター柁島の管理業務に関する仕様書」（以下「別記仕様書」という。）に定めるとおりとする。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保たなければならない。

（指定期間）

第4条 乙が管理業務を実施する指定期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（管理業務の内容等）

第5条 乙が行う管理業務は、条例第4条第2項各号に掲げる業務とする。

2 前項に規定する業務の内容は、別記仕様書及び乙から提出された事業計画書に定めるとおりとする。

3 乙は、本協定書、別記仕様書及び事業計画書並びにこれらに基づく甲の指示及び通知（以下「本協定書等」という。）に従って、管理業務を実施しなければならない。

(指定管理料)

第6条 甲は、管理業務の実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払うものとする。

- 2 甲が乙に対して支払う指定管理料は、〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限として各年度の予算の範囲内で定めることとし、各年度の指定管理料の額、支払方法等については、甲と乙とが別に締結する年度協定によるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第7条 デイサービスセンター柁島の利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。ただし、乙は、指定管理者の指定の期間満了のときに収入済みの指定の期間満了日の翌日以降が利用日である利用料金、又は手続条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときに収入済みの指定の取消日の翌日以降が利用日である利用料金について、指定管理者の指定の期間満了日、又は指定管理者の指定の取消日から30日以内に甲に返還しなければならない。

- 2 利用料金の額は、条例第8条第2項及び第3項の規定により、乙が、あらかじめ甲の承認を得て、定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 利用料金の減免を行う場合は、条例第9条に定める基準に基づいて行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(委託等の制限)

第9条 乙は、管理業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の管理業務については、事前に甲の承認を得たうえで第三者に委託することができる。
- 3 甲は、乙に対して、第三者に委託し、又は請け負わせた業務の内容その他必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 乙が、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙が負担するものとする。

(法令上の責任)

第10条 乙は、乙の従業員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他の法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、甲に対し責任を及ぼさないものとする。

(業務区分及び責任分担)

第11条 管理業務に関する業務区分及び責任分担の区分については、別記1「市と指定管理者の業務の区分」及び別記2「市と指定管理者の責任分担」に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により定める事項で疑義がある場合又は前項の規定により定める事項以外の不測の事由による責任分担の区分は、甲乙協議により定めるものとする。

(施設等の使用)

第12条 甲は、管理業務の実施に必要なデイサービスセンター枕島の施設、附属設備等（以下「施設等」という。）を乙に無償で使用させるものとし、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとする。

- 2 乙は、施設等について条例第2条に規定するデイサービスセンター枕島の設置目的以外に使用しないものとする。

(改装等の費用負担)

第13条 デイサービスセンター枕島の土地又は施設等（甲の財産であるものに限る。）に関する改築、改造若しくは修繕又は新設、増設若しくは移設は、甲の負担において行うものとする。

- 2 施設等の改修については、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては甲が、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 3 乙は、施設等の原状を変更しようとするときは、書面により甲の承認を得なければならない。

(甲による物品の貸与)

第14条 甲は、管理業務の実施に必要な甲の所有に属する物品（以下「貸与物品」という）について、乙に無償で使用させるものとする。

- 2 乙は、指定期間中において、貸与物品について、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号）に従って管理を行い、常に良好な状態に保たなければならない。

- 3 貸与物品の修繕については、1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以上のものについては甲が、1件につき10万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）未満のものについては乙が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、特別な事情があると認められるときは、甲乙協議により実施するものとする。

- 4 貸与物品が経年劣化等により管理業務の実施の用に供することができなくなった場合は、甲乙協議により、当該物品の取扱いを決めるものとする。

- 5 乙は、故意又は過失により貸与物品を毀損滅失したときは、甲との協議により、甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達しなければならない。

(乙による物品の購入等)

第15条 乙は、管理業務の実施に供するために必要な物品を購入し、又は調達するものとする。

- 2 前項の規定により管理業務の経費により購入し、又は調達した物品の所有権は、甲に帰属するものとする。

(緊急時の対応)

第16条 乙は、指定期間中、管理業務の実施に関連して事故、災害その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、あらかじめ対応マニュアル等を作成し、対処に関する体制の整備その他の必要な措置に関する事項を定めなければならない。

2 乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

3 乙は、緊急事態が発生した場合は、甲と協力して事故等の原因調査に当たらなければならない。

(秘密保持義務等)

第17条 乙が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 乙は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、管理業務の実施にあたり、個人情報の保護に関し、別記3「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

(文書等の管理)

第18条 乙は、管理業務の実施に当たって作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録（以下「文書等」という。）について、五島市文書管理規則（平成16年五島市規則第11号）の規定に準じて、適正に管理及び保存をしなければならない。

2 乙は、指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、文書等の管理について、甲の指示に従わなければならない。

(情報公開)

第19条 乙は、本協定による管理業務の実施にあたり取り扱う情報に関し、五島市情報公開条例（平成16年五島市条例第16号）の趣旨にのっとり、当該情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

(管理業務の自己点検等)

第20条 乙は、デイサービスセンター枕島の安全管理、サービスの提供、個人情報保護その他の遵守すべき事項について、定期的かつ継続的に自己点検を行い、その結果を踏まえて業務の改善に取り組まなければならない。

2 乙は、施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見及び要望を把握し、管理業務に反映するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第21条 乙は、甲が指定する期日までに事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を得な

なければならない。

2 事業計画書を変更する必要があるときは、甲と乙との協議により、決定するものとする。

（自主事業の実施）

第22条 乙は、デイサービスセンター柁島の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき自主事業を実施する場合は、甲に対して自主事業計画書（様式第2号）を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。

（事業報告書の提出）

第23条 乙は、協定期間の終了後30日以内又は事業年度決算終了後のいずれか早い期日までに、事業報告書（様式第3号）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、年度の途中において、指定が取り消されたとき又は年度末を含む期間の業務の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日から起算して30日以内に事業報告書を甲に提出しなければならない。

（業務報告書の提出）

第24条 乙は、毎月の管理業務に関する事業の実施状況、施設等の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書（様式第4号）を作成し、毎月10日までに甲に報告しなければならない。

（施設利用者の意見等の反映）

第25条 乙は、施設で提供するサービス向上の観点から、アンケート等により施設利用者の意見を把握し、その後の管理業務への反映に努めるものとする。

（検査）

第26条 甲は、デイサービスセンター柁島の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、乙に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をするものとする。この場合において、乙は、当該調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

2 甲は、協定期間の終了後、本協定書等に定める内容に基づき管理業務の完了を確認し、検査を行うものとする。

（改善の指示）

第27条 第23条から前条までの規定による報告、調査及び検査の結果、実施した管理業務の内容が本協定書等に適合しない場合は、甲は、乙に業務の改善を指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示を受けた場合は、速やかに当該指示に従わなければならない。

(甲による指定管理の取消し等)

第28条 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により、乙が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止（以下「指定の取消し等」という。）を命ずることができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲はその賠償の責を負わないものとする。

(1) 法第244条の2第10項の指示に従わないとき。

(2) 管理業務を行うデイサービスセンター柁島の設置目的に反した管理を行っていると認められるとき。

(3) この指定管理に関する協定書の規定に違反したとき。

(4) 民事再生法（平成11年法律225号）、破産法（平成16年法律第75号）の適用その他乙がその管理する施設の管理を引き続き行う財政的能力がなくなったと認められるとき。

(5) 刑事事件その他の不祥事により指定管理者に信用が失墜したと認められるとき。

(6) 乙が五島市暴力団排除条例（平成24年五島市条例第34号）に定める暴力団等又は社会的非難関係者と認められるとき。

(7) その他乙がデイサービスセンター柁島の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消し等を行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知しなければならない。

(指定の解除)

第29条 甲は、前条の規定により指定を取り消したときは、本協定を解除するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第30条 乙は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しの申出をすることができるものとする。

(1) 甲が本協定を履行せず、又は本協定に違反したとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

3 乙は、第1項の申出を行おうとする際には、事前にその旨を甲に通知しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

第31条 甲又は乙は、不可抗力の発生により管理業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の取消しによって発生する損害及び損失並びにそれらに伴う増加費用の負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(原状回復義務等)

第32条 乙は、指定の期間が満了したとき、又は指定の取消し等を命じられたときは、管理業務を行わないこととなった施設及び設備を直ちに現状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。

第33条 乙は、故意又は過失により、施設又は設備備品を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを現状に回復し、又はその損傷若しくは滅失により生じた損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(第三者に対する損害の賠償等)

第34条 管理業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により第三者へ損害を与えたときは、原則として乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(業務の引継ぎ)

第35条 乙は、指定管理者の指定を取り消されたときは、甲が指定する期日までに、甲又は甲が指定する者に対し、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

(重要事項の変更)

第36条 乙は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(協定の変更)

第37条 甲及び乙は、管理業務の内容等を変更する必要があるとき、又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することのできない事由により本協定に定める条件が不適當となったときは、協議して本協定を変更することができる。

(疑義の決定等)

第38条 本協定に関し疑義のあるとき、又は本協定書に定めのないときについては、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長崎県五島市福江町 1 番 1 号

五島市長

乙 住所
 法人名
 代表者名

別記１ 市と指定管理者の業務の区分（協定書第１１条関係）

項 目	内 容 等	甲	乙
運営管理	受付、案内、利用の指導及び苦情対応		○
	利用の促進		○
	利用の許可、利用許可の取消し		○
	利用料金の徴収		○
	入場の制限		○
	利用者の記録及び統計事務		○
	原状回復に関する業務		○
	管理業務日誌等関係書類の作成		○
	物品、書類等の管理		○
施設、設備等の維持管理	施設、設備等の保守、点検業務		○
	火災、盗難、事故、事件等の予防などの安全管理		○
	館内の清掃		○
	消防用設備の保守点検業務		○
施設、設備等の整備	施設、設備等の整備、改修及び大規模修繕	○	
災害時対応	待機連絡体制の確保、被害の調査及び報告並びに応急措置		○
	災害時の対策指示	○	
	本格復旧	○	

別記2 市と指定管理者の責任分担（協定書第11条関係）

項 目	内 容 等	甲	乙
物価等の変動	人件費、物品費、光熱費等の変動に伴う経費の増加		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
税制度の変更	一般的な税制変更（消費税率を除く。）		○
	消費税率の変更	○	
法令の改正	施設の設置基準、管理基準等の変更により、施設、設備等の改修又は整備が必要なもの	○	
	施設の管理業務一般に関するもの		○
施設の利用許可等	施設の利用許可、利用許可の取消し等		○
	甲の指定する施設の目的外使用許可	○	
	施設の利用許可、利用許可の取消等に対する不服申立て	○	
施設及び設備の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	1件につき10万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以上のもの	○	
	1件につき10万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)未満のもの		○
	施設の新設又は増改築	○	
	その他特別な事情があると認められるとき	協議事項	
貸与物品の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	1件につき10万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以上のもの	○	
	1件につき10万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)未満のもの		○
	その他特別な事情があると認められるとき	協議事項	
周辺地域との協調並びに地域住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調に関するもの		○
	施設の管理運営に対する利用者又は地域住民からの要望、苦情等への対応に関するもの		○
	その他	○	
セキュリティ	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等による情報漏洩、犯罪等の発生		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	その他	○	
不可抗力	不可抗力に伴う管理業務の履行不能、施設等の損害復旧等	協議事項	
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定を取り消された場合における指定管理者の撤収費用		○

別記3 個人情報取扱特記事項（基本協定書第17条関係）

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な取得）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（事業所内からの個人情報の持出しの禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求め

に応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに次のとおり行うものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(1) 資料等は、返還したことを示す証明書とともに、甲に引き渡すこと。

(2) 電子データは、復元不可能な手段で消去した後、作業が完了したことを示す証明書を甲に提出すること。

(業務に従事している者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(管理・実施体制)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

(検査)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

(事故報告)

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者の利用時の措置)

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第17 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（個人情報の取扱いに関する罰則）

第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

（特定個人情報の取扱いに関する罰則）

第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。

別記

デイサービスセンター枕島の管理業務に関する仕様書

本仕様書は、デイサービスセンター枕島の管理運営に関する基本協定書第3条第1項の規定に基づき、指定管理者が行う管理業務の内容及びその範囲、履行方法等について定めるものとする。

1 デイサービスセンター枕島の管理業務に関する基本的な考え方

デイサービスセンター枕島を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) デイサービスセンター枕島が、在宅の寝たきり高齢者、介護を要する認知症高齢者及び疾病等により身体が虚弱な高齢者などに対し、通所により各種のサービスを提供することを目的として設置された基本理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的運営を行うこと。
- (5) 利用者の増及び管理運営費の削減に努めること。

2 法令等の遵守

デイサービスセンター枕島の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令等に基づき行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年五島市条例第54号）
- (3) 五島市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年五島市規則第48号）
- (4) 五島市デイサービスセンター条例（平成16年五島市条例第104号）
- (5) 五島市デイサービスセンター条例施行規則（平成16年五島市規則第77号）

本協定の期間中に前各項に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

3 施設の概要

- | | | | |
|----------|---------------|-------------|----------------|
| (1) 名称 | デイサービスセンター枕島 | | |
| (2) 場所 | 五島市伊福貴町734番地1 | | |
| (3) 施設規模 | 構造・規模 | 木造セメント瓦葺平屋建 | 1棟（デイサービスセンター） |
| | | 木造スレート瓦葺平屋建 | 1棟（車庫） |
| | 延床面積 | 216.17㎡ | |
| | 敷地面積 | 760.00㎡ | |
| (4) 施設内容 | 事務室 | 12.74㎡ | |
| | 相談室 | 9.93㎡ | |

調理室	1 6 . 5 6 m ²
機能訓練室	5 7 . 9 7 m ²
浴室	1 3 . 2 4 m ²
静養室	9 . 9 4 m ²

(5) 備品物品等 備付けの備品物品等は別途提示する。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

ただし、市の事業見直し等に伴い、施設の譲渡又は休・廃止等の変更が生じる場合は、市と指定管理者双方協議のうえ、指定管理期間を変更することができる。

5 管理業務内容

(1) デイサービスセンター枕島の利用に関する業務

デイサービスセンター枕島の利用に供すること。

五島市デイサービスセンター条例（以下「条例」という。）及び同施行規則に基づき、利用の制限等を行うこと。

ア 利用者の範囲（条例第7条）

イ 利用料金（条例第8条）

ウ 利用料金の減免（条例第9条）

エ 損害賠償義務（条例第10条）

オ 利用者の受付及び記録統計事務

(2) デイサービスセンター枕島の施設及び設備等の維持管理に関する業務

（詳細は別表1のとおりとする。）

① 利用者が安全かつ快適に利用できるようにするための施設の案内、秩序維持管理、利用の制限等、衛生的環境の確保、火災・盗難・事故・事件の予防等の安全管理、施設の整備、清掃、害虫駆除、草刈、駐車場の管理、除雪等施設の維持及び管理

② 設備等について以下の保守管理及び点検業務を行うこと。

消防設備、機械設備、ボイラー設備、冷暖房設備、自動ドア、非常用放送設備、自家用工作物、植栽管理、設備巡視点検等の保守管理及び小破損修繕

(3) デイサービスセンター枕島の運営に関すること。

デイサービスに関する業務並びに利用者に対するサービスを提供すること。

(4) 職員の雇用等について

デイサービスセンター枕島に関する業務に対応できるよう人員を確保すること。

(5) その他

① 緊急時対策及び防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

② 個人情報保護の体制をとり、職員に周知徹底を図ること。

6 利用料金に関する事項

デイサービスセンター枕島については、利用料金制度を採用しているので、条例第8条第2項及び第3項の規定により定められた利用料金を収受すること。

7 経費等について

- (1) 指定管理者の業務に要する人件費、物件費、光熱水費、その他費用については、前号により賄うものとする。
- (2) 指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うこと。
- (3) 市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

8 事業計画書の提出

指定管理者は、市が指定する期日までに事業計画書を提出し、市の承認を得ること。

9 事業報告書の提出

指定管理者は、市が指定する期日までに事業報告書を提出すること。

10 業務報告書の提出

指定管理者は、毎月、市が指定する期日までに業務報告書を提出すること。

11 管理業務を実施するにあたっての注意事項

管理業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程、要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (3) 各種規程等がない場合は、市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。
- (4) その他、本仕様書に記載のない事項については市と協議を行うこと。

別表 1

デイサービスセンター栴島の施設及び設備等の維持管理に関する業務

項 目	必要管理項目	頻 度
センター内清掃	日常清掃 定期的な清掃	毎日 窓清掃 年 2 回以上 特別清掃 年 2 回以上
トイレ清掃	日常清掃 定期的な清掃	毎日 月 1 回以上
浴室清掃	日常清掃 定期的な清掃	毎日 排水管清掃 月 1 回以上
センター内冷暖房 設備	日常保守管理 定期点検	毎日 フィルター清掃月 1 回以上
小破損修繕	照明装置の維持・交換 その他設備の修繕	必要に応じて随時 必要に応じて随時
害虫駆除	日常点検 定期点検	週 1 回 月 1 回

デイサービスセンター柁島の管理運営に関する年度協定書

五島市長 (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) とは、令和 年 月 日付けで締結したデイサービスセンター柁島の管理運営に関する基本協定書 (以下「基本協定」という。) に基づき、次の条項により、令和 年度のデイサービスセンター柁島の管理運営に関する年度協定 (以下「年度協定」という。) を締結する。

(年度協定の目的)

第1条 年度協定は、令和 年度におけるデイサービスセンター柁島の管理業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業計画)

第2条 令和 年度の事業計画は、別紙に定める事業計画書のとおりとし、乙は、当該事業計画書に沿って管理業務を実施しなければならない。

(令和 年度の指定管理料)

第3条 甲は、令和 年度の管理業務の実施の対価として、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円以内の額 (消費税額及び地方消費税額を含む。) を乙に支払うものとする。

(指定管理料の支払)

第4条 甲は、前条に定める指定管理料を、概算払の方法により支払うものとする。

2 前項の支払は、乙の請求により次のとおり行うものとする。

管理業務期間	支払年月日	委託料
令和 年 4月～令和 年 7月分	令和 年 4月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和 年 8月～令和 年 11月分	令和 年 8月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
令和 年 12月～令和 年 3月分	令和 年 12月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

3 乙は、前項の請求を支払期限の30日前までに行うものとする。

4 第2項の請求が支払期限の30日前までになされないときは、甲は、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(指定管理料の精算)

第5条 甲は、基本協定第26条の規定による検査に合格したときは、指定管理料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の指定管理料の確定額は、デイサービスセンター柁島の管理業務に要した経費に係る適正な支出額から利用料金等による収入額を減じた額と第3条に規定する指定管理料とを比較していずれか低い額とする。

3 乙は、前条の規定により既に支払を受けた前金払額が、前項の規定による指定管理料の確定額を超えるときは、その超過額を甲の指示に従って甲に返還するものとし、当該前金払額が当該指定管理料の確定額を下回るときは、その不足額を甲に請求するものとする。

4 甲は、指定管理料の額の確定前に、指定管理料のうち前金払により支払われた額に不用額があると認める場合は、甲乙協議により不用額を確定し、その額を甲の指定する期日までに返還することを乙に請求することができる。

(疑義等の決定)

第6条 年度協定に疑義のあるときは、必要に応じて甲乙協議により決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、年度協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長崎県五島市福江町1番1号

五島市長

乙 《住 所》

《氏 名》

様式第 1 号（基本協定書第 2 1 条関係）

事 業 計 画 書

（デイサービスセンター枕島）

1 法人の状況

法 人 名		設立年月日	年 月 日
代表者氏名			
所 在 地			

2 施設の状況

(1)職員の状況

施 設 名	デイサービスセンター枕島	事業開始年月日	年 月 日
施 設 の 種 類		設 置 主 体	五島市
施設の所在地	五島市	経 営 主 体	
施 設 長 氏 名			
職 員 配 置 図			

運営方針等について（指定管理申請時の事業計画書内容を参考に）

--

(2) 事業の実施計画（指定管理申請時の事業計画書内容を参考に）

年間事業計画

個別事業計画

(3) 利用許可等の見込み

(4) 利用料金の収入見込み

(5) 管理に係る経費の収支計画（指定管理申請時の事業計画書内容を参考に）

(6) その他、特記すべき事項

施設名	デイサービスセンター枕島
法人名	

様式第2号（基本協定書第22条関係）

自主事業計画書

1 事業の内容

(1) 自主事業の内容

(2) 自主事業実施のための人員配置等

2 収支計画

	事業の見込み					
	令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	金額	利用者見込	金額	利用者見込	金額	利用者見込
収入 ①						
支出 ②						
収支 ①－②						
計						

様式第3号（基本協定書第23条関係）

事業報告書

（デイサービスセンター柁島）

1 法人の状況

法人名			設立年月日	年 月 日	
代表者氏名					
所在地					
当該法人が他に行っている事業	事業種別	事業開始年月日		事業名	
基本財産の状況	種 別	内 容			
当該年度の収支状況	当期末支払資金残高	円			
	当期末支払資金収支差額	円			
	次期繰越活動収支残額	円			
	当期活動収支差額	円			
		円			
役員の状況	理事定数	名（欠員	名）	監事定数	名（欠員
	役員氏名	選出区分	主な職業又は職歴		
	理事				
	監事				
評議員会	設置の有無	有	無	評議員会の状況	評議員定数
				名	

2 施設の状況

(1) 職員の状況

施 設 名	デイサービスセンター枕島	事業開始年月日	令和 年 月 日
施 設 の 種 類		設 置 主 体	五島市
施設の所在地	五島市	経 営 主 体	
施設長	氏名 経歴		
運営方針等について			

(2) 事業の実施状況

年間事業の実施状況
個別事業の実施状況

(3) 利用許可等の状況

--

(4) 利用料金の収入状況

--

(5) 管理に係る経費の収支状況

--

(6) その他管理の実態を把握するために必要な事項

--

様式第4号（基本協定書第24条関係）

業 務 報 告 書

（ 年 月分）

施 設 名	デイサービスセンター枕島	事業開始年月日	年 月 日
施 設 の 種 類		設 置 主 体	五島市
施設の所在地	五島市	経 営 主 体	
運営方針等について			
事業の実施状況			
施設等の利用状況			
利用料金の収入状況			
その他			

(協定書第7条関係)

デイサービスセンター柁島利用料金承認申請書(承認書)

年 月 日

(宛先) 五島市長

(指定管理者) 住 所

団 体 名

代表者氏名 印

五島市デイサービスセンター条例第8条第3項の規定により、次のとおり利用料金を定めたいので申請します。

利 用 料 金	
※ 承認書 利用料金について、上記のとおり承認します。 年 月 日 五島市長 印 ○ 摘要	

備考 申請する利用料金が五島市デイサービスセンター条例別表と同じである場合は、利用料金の欄に「条例別表に定める利用料金」と記入してください。